

長野県知事 様

令和6年度長野県産業廃棄物3R実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物3R実践計画書を提出します。

協定期間	令和6年度から令和7年度	
会社名	直富商事株式会社	
住所	〒381-0022 長野市大字大豆島3397番地6	
代表者名	代表取締役 木下 繁夫	
区分	中間処理 ・ 最終処分	
許可番号	産業廃棄物処分業許可 (長野県)2028022704	
処理施設 所在地 (複数ある場合はそれぞれ記入)	施設名	所在地
	東御営業所	長野県東御市加沢字上川原138番地1
担当部署	コンプライアンス・広報部	
担当者名	高坂 紗也佳	
連絡先	TEL	026-222-1880
	FAX	026-222-1881
	電子メールアドレス	n2210402@naotomi.co.jp
ホームページアドレス	https://www.naotomi.co.jp	

1 産業廃棄物3R実践方針

※全ての廃棄物のリサイクル化を目指します。

1. 適正処理の確保の為、処理基準を遵守し、処理施設と事業内容について、地域住民の皆様の理解を得る為、情報提供及び情報公開を積極的に行います。
2. 産業廃棄物の中間処理業者の立場から、排出事業者に対して、排出抑制・リサイクル化の為の提言を継続して行います。
3. ISO14001の認定取得会社として、環境負荷の低減に努めます。

2 取組み目標

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値
廃プラスチック類	1,000	1,050.19	973.03	1,300.76
紙くず	30	2.70	2.69	33.06
記載無し				
全 体	1,030.00	1,052.89	975.72	1,333.82

(1) リサイクル率目標値 (中間処理の場合) (%)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値
廃プラスチック類	100	100	100	100
紙くず	100	100	100	100
記載無し				
全 体				

(2) 再生利用量目標値 (中間処理の場合) (t)

(3) 最終処分量目標値 (t)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値
廃プラスチック類	0	0	0	0
紙くず	0	0	0	0
記載無し				
全 体	0	0	0	0

3 産業廃棄物管理体制

※遵法・安全・環境関連業務は、管理本部長 宮沢直志が全社統括。
管理本部内で社員の指導・教育を行う。

◇東御営業所 工場管理者：所長 前山大介

*必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

4 産業廃棄物の種類、処理量、処理方法、排出ガス、排出水等に関する情報公開

ホームページ・産廃情報ネット等の利用、及び年1回の地元区との環境懇談会を開催し、1年間の活動内容、処分する産業廃棄物の種類・処理量・処理方法の公開、法規制値及び自主基準値に基づいた排出水等の分析データ等の情報を公開します。

5 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明

施設の名称	公開計画の有無	公開計画の概要又は公開計画無しの理由
東御営業所	有・無	地元区との環境懇談会を開催、取引先の方々から工場・事業所の視察及び見学の要請があれば随時対応しています。

6 中間処理・最終処分を委託する場合の処理業者（施設）現地確認計画（中間処理業のみ）

区分	廃棄物の種類	現地確認計画
中間処理場	廃プラスチック類	担当者が必要に応じて処理施設の現地確認を行い、産業廃棄物処分施設確認報告書に記録します。
	紙くず	同上
最終処分場	安定型品目	担当者が必要に応じて処理施設の現地確認を行い、産業廃棄物処分施設確認報告書に記録します。
	管理型品目	同上

7 従業員教育（研修）計画

項目	教育（研修）計画内容
遵法教育	廃掃法遵守を軸としたテーマ別社内勉強会
環境教育	環境影響の大きい業務に従事する者への特定教育
安全衛生教育	交通安全教育(KYK)、運転添乗チェック、ドライブレコーダーの活用、産業医健康相談(月1回)
環境関連展示会、外部講習会	環境展等各種展示会、技術管理者講習会、職種別スキルアップ講習会などへの積極参加

8 排出事業者への協力要請

リサイクル率を向上させる為、回収前の現場分別の徹底を要請していくとともに、取引先の工場視察・工場見学の機会を増やし、廃棄物処理の工程を実際に見てもらうよう協力を要請します。

9 リサイクル技術向上に向けた取組み

技術研究室を持つ会社として研究テーマを複数設け、実証事業等に参加し、リサイクル技術向上のための可能性を追求します。

10 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

不法投棄・不適正処理を発見した場合の対応方法については、『直ちに上司に報告すると共に、関係機関に通報する。』を基本として、社内教育の場や朝礼等で従業員へ周知しています。

11 自社処理廃棄物の管理方法

該当なし。

12 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

代替素材への転換※1、環境認証制度※2の取得、電子マニフェスト（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。

1. 本社サイトで取得しているISO14001に準じた活動を維持する。
2. 排出者への電子マニフェスト加入の普及促進に努める。
3. “地域に愛され、必要とされる会社とする”の理念の下、形跡管理を念頭においた5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）と花いっぱい運動を進め、処理施設・保管施設・車両／重機・事務所・駐車場の清掃美化に努める。毎週木曜日の朝は「清掃環境の日」と定め、周辺道路の清掃を実施する。他、近隣地域の清掃や草刈り等にも積極的に参加すると共に、地域の環境保全に協力し地域と共生する。

※1 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと

※2 環境 ISO 14001、エコアクション 21 等